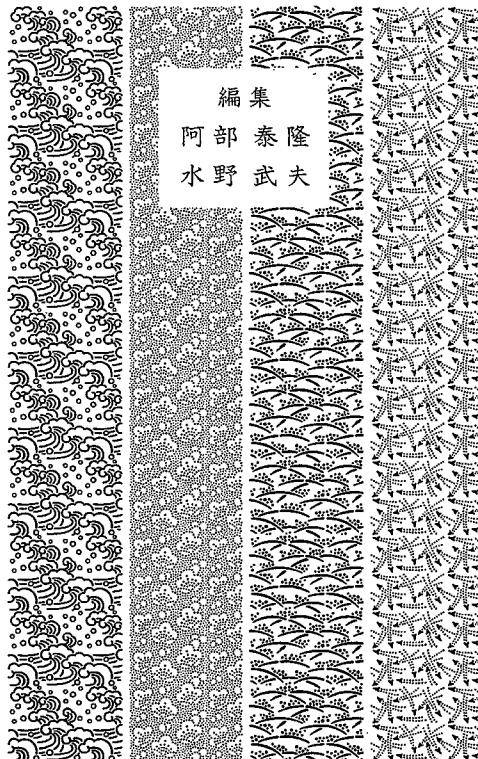


甲第243号訃



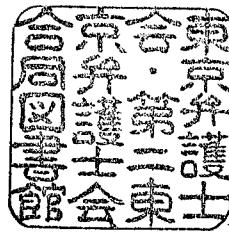
山村恒年先生古稀記念論集

環境法学の生成と未来



集
泰 隆
阿 武 夫
水 野

信山社



保全上支障があると判断されるときは、アセス法に定められている要件を欠くものとして、免許等を行ってはならないこととなるのである(33条2項1号)。

事業法により、一定の基準に該当する場合には免許等を行わないものとしている場合や、事業法に免許等の基準を定めていない場合には、対象事業の実施による利益に関する審査とアセス法による審査とを併わせて判断することとされている(33条2項2号、3号)。この場合は、前号の原則禁止の場合と異なり、一定の基準に該当することがない限り、原則は免許等を行うものとする場合であることから、アセス法による審査のほか、事業実施による利益をも考慮することとされているものと思われる。しかし、アセス法による審査の結果を免許等に反映させる必要は前号の原則禁止の場合と何ら異ならないはずであるから、この場合になぜ事業実施による利益を併させて判断するものとされたのかは疑問である。しかし、いずれにせよ、この場合でも、アセス法による審査に基づいて免許等を拒否することが可能となったのである。したがって、この場合にも、対象事業の実施による利益を考慮しても、なお、アセス法による審査の結果の方が重大であると判断される場合には、免許等を行ってはならないのである。

以上のとおり、免許等を行う場合には、免許等を行う者は、アセス法による審査を行い、その結果、環境の保全について適正な配慮がなされていないと判断したときは、免許等を与えてはならないのである。したがって、免許等を行う者が、この規定に違反して、すなわち、環境の保全について適正な配慮がされていないにもかかわらず免許等を与えた場合には、その免許等は違法なものとなる⁽¹²⁾。

四 抗告訴訟

1 内容の不備な評価書に基づく免許等の取消訴訟等

評価書が提出された後、免許等を行う者は、これを審査し免許等を行

うか否かを決定するのであるが、評価書の内容が不備であるにもかかわらず免許等がなされる場合がありうる。この場合として、次のようなケースが考えられる。

第1は、スコーピングが不備であったため、アセスにより調査予測すべき項目が欠けている場合である。この場合は、それに不可欠な項目についての調査等がなされない限り適法な評価書とはいえず、それを看過してなされた免許等は違法となる。

この場合は、方法書に対する市民の意見(8条)や都道府県知事の意見(10条1項)について、事業者がどのように配意し、勘案した(11条1項)かが、重要なポイントのひとつである。さらに、評価書におけるアセスの項目及び調査、予測、評価の手法について免許等を行う者等の意見が述べられ、これらの事項の修正が必要と認められる場合には、事業者は修正部分についてアセス手続を行わなければならない(25条1項3号)が、これを行ったか否かも重要な判断事項である。

第2は、調査、予測、評価の内容が不備な場合であり、このような評価書をもとに行われた免許等は違法である。これには、事業者が行った調査が不十分である場合や、それに基づく予測や評価が合理性を欠く場合等がある。この場合にも、準備書に対しして提出された市民の意見(18条)や都道府県知事の意見(20条1項)について、事業者がどのように配意し勘案した(21条1項)かが、重要なポイントとなる。また、免許等を行う者等が事業者に対して意見(24条)を述べるに当たって環境庁長官の意見(23条)をどのように勘案したか(24条後段)、さらに、これをもととして免許等を行う者等から事業者へ提出された意見について、事業者がこれをどのように勘案し、評価書の記載事項についてどのような検討を行ったかが問題となる。その結果、対象事業の目的・内容の修正が必要である場合には、再度のアセス手続が必要である(25条1項1号)が、これを行わなかった場合には、これに基づく免許等は、当然、違法となる。

第3は、代替案の検討がされていない評価書に基づいて免許等がされた場合である。アセス法においては、何もしない代替案を含めて、代替案の検討が不可欠である。そこで、アセス法も代替案の検討結果を評価書の記載事項と定めている(21条2項1号、14条1項7号口かっこ書)。した

がって、代替案の検討がされていないか、あるいは、それが不十分な場合には、それに基づいてなされた免許等は違法となる。この場合にも、第2で述べたと同様に、市民の意見や、都道府県知事及び環境庁長官の意見が重要な意味をもつ。

このように、評価書の内容が不備な場合に、これを看過してなされた免許等は違法となるが、この場合に、免許等の相手方でない住民等が抗告訴訟を提起できるか否かが問題となる。周知のように、このような第三者の原告適格の問題について、判例は、一貫して法律上保護された利益税に立っている⁽¹³⁾。筆者は、法律上保護すべき利益説に立ち、アセス法のもとでも広く住民等の原告適格を認めるべきであると考えるが、本稿では、判例の立場に従い、この場合の住民等の利益が法律上保護された利益に当たるか否かを検討することとする。

判例によれば、原告適格が認められるか否かは、「当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法理の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して上記のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられるとみるとができるかどうかによって決すべきものである」⁽¹⁴⁾。これをアセス法の場合に当てはめると、評価書に基づき免許等がされた場合に、第三者たる住民等に原告適格が認められるか否かは、アセス法及びそれと目的を共通にし、その上位法である環境基本法を頂点とする環境法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して個々人の個別的利益を保護すべきものとして位置付けられるとみることができるとどうかによって決すべきこととなる。さらには、アセス法等の「当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべき」こととなる⁽¹⁵⁾。

ところで、前述のように、環境基本法は、「生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきている」との認識に立って環境権を保全すべきことを定めていること、環境基本法及び環境基本計画が、環境保全の施策の指針として、自然と人間との共生、及び、国民や民間団体の参加を掲げていること、アセス法

もまた、アセス手続における住民参加の規定を置いていること等、前述のような事項を考慮すれば、これら環境法体系のもとで、アセス法は、第三者たる住民等に対し、適法なアセス手続を経なければ事業実施に伴う環境悪化を受忍しないという個々人の個別的利益を保護すべきものと位置づけられているというべきである。さらには、アセス法等の規定が保護しようとする利益は、住民等の環境権であり、仮に環境権という権利が認められないと解するとしても環境権に類する利益であり、人類の存続の基盤にかかる極めて重要な権利ないし利益というべきであるから、この点から見ても、住民等には原告適格が認められるものと解すべきである。そして、原告適格が認められるべき者の範囲については、アセス法は、少なくとも対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると規定する地域、すなわち、関係地域（15条）の住民等とする旨を規定しているものと解すべきなのである。

このように、アセス法に違反して行われた免許等については、判例の立場を前提にしても、環境基本法を頂点とする環境法体系のもとで、第三者たる住民等には原告適格が認められるものと解すべきであり、アセス法は、その範囲を関係地域の住民と規定しているものというべきなのである⁽¹⁶⁾。

2 手続違反と免許等の取消訴訟等

アセスにおいて、手続違反、例えば、方法書、準備書等の公告・縦覧や、説明会の開催等のアセス法に定める手続に違反が存するにもかかわらず、これを無視して免許等がなされた場合に、住民は、適法な手続によるアセスが行われていないことを理由として、免許等の取消訴訟を提起しうるか否かが問題となる。

アセス法は、まさにアセスにおける手続を重視する法律であるから、その手続違反は、これに基づく免許等に影響を及ぼすものである。換言すれば、手続を重視するアセスにあっては、手続違反が存する場合には、それに基づく免許等の処分も違法となると解すべきである。そして、関係地域の住民等は、前述のように、適法な手続によるアセスを要求しうる。

るものであり、適法な手続によるアセスの結果に基づかなければ自己の環境に関する事業を実施されないという具体的な法的利益を有するものというべきである。したがって、これらの住民には、アセス法の手続違反を理由とする免許等の取消訴訟等の原告適格が肯定されなければならない。

五 差止請求訴訟

1 アセスと差止請求に関する判例

事業者がアセス法に違反して事業を実施しようとする場合には、住民はこれを理由として、事業者を相手に、その事業実施の差止めを求める訴訟を提起できるか否かが問題になる⁽¹⁷⁾。そこで、アセス手続の欠如ないし不備が、差止請求の理由となるか否かについてこれまでの判例を検討しておこう。

アセス法が制定されていなかった当時においては、まず、事業者等にアセスの義務が存するか否かが争われた。

工場等の立地についてアセス義務を認めた最初の判例は、周知のように、四日市公害訴訟の判決（津地四日市支判昭和47年7月24日判時672号30頁）である⁽¹⁸⁾。この判決は、差止請求に関するものでないが、民法709条の過失に関し、「立地上の過失」というタイトルを掲げたうえ、工場立地に当たっては「事前に排出物質の性質と量、排出施設と居住地域との位置・距離関係、風向、風速等の気象条件等を総合的に調査研究し、付近住民の生命・身体に危害を及ぼすことのないように立地すべき注意義務がある」とし、これを怠った点に立地上の過失があると判示したのである。この判決は、生命・身体に対する侵害に関するものとはいえ、1972年（昭和47年）という時代において、工場等を立地しようとする事業者に対しアセスの法的義務を認めた点で注目すべきものである。

その後、アセスの欠如ないし不備を理由とする差止請求訴訟が提起され、これを肯定するいくつかの判例が現われた。これらの判例は、次のように3つに分類されよう。

第1は、被害発生の蓋然性を認めたうえで、それが受容限度を越えるか否か、あるいは被害発生の蓋然性にもかかわらず差止請求を棄却すべき特別事情が存するか否かを判断するための一要件として、アセスを位置づけるものである⁽¹⁹⁾。

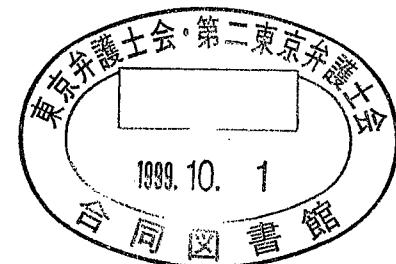
この部類に属する最初の判例は、吉田町し尿・ごみ処理場事件第一審判決（広島地判昭和46年5月20日判時631号24頁）である。この判決は、本件では相当程度の可能性をもって汚染による被害を受けることが予想されるから差止請求を認容すべきであるとしたうえ、本件施設は公共性の高いものであるから、「本件差止の可否を判断するためには被害の程度態様の点のみでなく、本件予定地を選定するに至るまでの経緯や本件生活妨害が避け得ないものであるか否か、詳言すれば地方自治体として被害を受ける地元側の意見をも十分聴取したか、あるいは補償措置や公害監視体制についても話し合ったのか、また他の土地の物色検討に努力を尽くしたうえやむなく本件予定地を選定したのか、差止による申請人・被申請人の利益、不利益の比較考量等の事情をも総合して判断する要があるであろう」と判示する。そして、本件では、代替地の検討や住民との話合いが不十分だったとして、差止請求を認容している。

次に、牛深市し尿処理場事件判決（熊本地判昭和50年2月27日判時772号22頁）がある。この判決は、漁業その他生活上の被害が生じる蓋然性が高いと予測されるから、本件施設が公共性の高いものであっても建設を許容すべき特別の事情がない限り差止めが認められるべきであるとしたうえ、特別の事情について、「本件のように、清澄な海に棲息する魚介類を対象とする漁業が現に行われ、かつ住民の健康に悪影響が予想される場所にし尿処理場を設置しようとする場合においては、被申請人において、設置予定の施設が真実海水汚濁の最低基準を守る性能を有するものであるかどうかを精査するほか、少なくとも、本件予定地付近海域の潮流の方向、速度を専門的に調査研究して、放流水の拡散、停滞の状況を的確に予測し、また同所に棲息する魚介類、藻類に対する放流水の影響について生態学的調査を行い、これらによって本件施設が設置されたときに生ずるであろう被害の有無、程度を明らかにし、その結果により、現在の素掘り投棄の方法よりはたして公害の発生が低いといえるかどうかを

山村恒年先生古稀記念論集

環境法学の生成と未来

1999年9月20日 初版第1刷発行



編 者

阿部 泰隆

水野 武夫

発行者

袖山貴 - 村岡侖衛

発行所

信山社出版株式会社

113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-102
TEL 03-3818-1019 FAX 03-3818-0344

印刷 勝美印刷 製本 渋谷文泉閣

©1999 阿部泰隆・水野武夫

ISBN4-7972-5228-6 C3032